

## 突然消費税の申告が必要になる？

平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げ、平成 27 年 1 月からの相続税の増税、同じく平成 27 年からの所得税最高税率の引き上げなど平成 9 年以來の増税ラッシュです。

正面きって増税とマスコミが報道するのは『税率がアップされるときだけ』と断言しているほど、増税のニュースは久しぶりです。

しかし本当は、ここ 10 年程増税ラッシュでした。課税対象額×税率が税金ですが、この課税対象の計算式を目立たないように変更し、税金をあげてきています。

そんな 1 つの事例。

消費税の申告をしなければいけなくなったのかの判定を厳しくして消費税の申告をしなければならない人・会社を少しでも増やそうという改正です。

事業収入(消費税のかかる性質の売上)のある人が全員消費税の申告をしなければならないのではなく、今までのルールでは 2 年前の消費税がかかる事業収入が 1,000 万円を超えている場合にのみ消費税の申告をする義務があるというのがルールでした。

例えば、平成 24 年に消費税の申告義務があるかどうかは、平成 23 年ではなく 2 年前の平成 22 年の事業収入が 1,000 万円を超えているかどうかで判断をしていました。

ところが、平成 25 年から税法が変わりまして平成 25 年に消費税の申告をする必要のある人は 2 年前の売上高が 1,000 万円超か、“または“平成 24 年の 1 月から 6 月(前年の上半期 6 ヶ月間)の消費税のかかる事業収入が 1,000 万円超である人とされました。

従って、前年の上半期の消費税のかかる事業収入が 1,000 万円を超えている場合には、平成 25 年度から消費税の申告義務が生じることになります。

大変まずいのは、消費税には簡易課税といって原則による納税額よりも少なく納めることもできる制度もあるのですが、この簡易課税制度は平成 25 年度から仮に消費税の申告書を出す必要があるという場合には平成 24 年中に提出しておかなければならないということになるので上半期が終わったら検討しておく必要があります。

この消費税の申告義務の判定ルールは個人ですと平成 25 年から、法人であれば平成 25 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から対象になりますので注意が必要です。

特に、個人事業者の方は年に 1 回しかお会いしないか、あるいは紹介で突然お客様になれる場合などありますので、本当に今年の確定申告の時期はビクビクしながら処理していました。

## 法人税の税率はもっと下がるか？

消費税などの増税の一方で、法人税の税率は下がらざるを得ません。

単純に言えば、企業（特に大企業）は別に日本国内だけで事業活動をしているわけではなく、国際的な活動をしているわけです。

海外生産、海外販売だけになると日本にはあまりお金は落ちません。

企業にとっては、税引後の利益を増やすために事業活動しているわけですので税率は大きな要因です。

シンガポール 17%、中国・韓国 25%、ドイツ 30%です。日本は米国と並んで 41%でした。そこで日本も平成 25 年 3 月決算から実質 36%へ引き下げることになっています。

しかし、世界が法人税率引き下げ競争、企業の進出を呼び込もうという動きのなか、たのみの米国でオバマ大統領も昨年の大統領選挙で、法人税率を 7%引き下げ（製造業は 10%引き下げ）という公約を打ち出しています。

さて、法人税率の引き下げ競争はどうなるのでしょうか。

〈日本の場合〉

福岡市の法人

（資本金 1 億円以下の中小法人で復興特別法人税を含む実効税率）

	今 後	従 前
所得 800 万円までの部分	22%	24%
〃 800 万円超の部分	38.7%	41.3%

